



現場説明書の一部改正について（通知） 廃止

技術基準の種類: 技術管理
通知日: 平成13年7月4日

管 号 外
平成13年7月4日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長
(公印省略)

現場説明書の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正し平成13年7月9日以降に起工決裁する工事から適用することとしたので通知します。

記

- 1 下請報告については、昭和57年4月7日発管第94号により発注者への報告を通知しているところであるが、年月が経過していることなどから適正に行われていないため、再度徹底のため、一般的事項2(3)に追加する。
- 2 建設副産物については、コンクリート塊、アスファルト塊の再資源化等の事項が記述されているものの、木くずについて明記されていない。建設リサイクル法の特定建設資材にも指定されたことから、木くず処理に関する事項を追加する。
- 3 6月1日以降起工決裁により共通仕様書を改訂したところであり、重複する事項について削除する。

1 仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金化率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、500万円以上の下請契約を締結した場合は、建設工事下請報告書を契約後20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (4) 建設業法に基づく適正な施工体制を確保するため、総額3,000万円以上の下請契約を締結して施工する特定建設業者は、施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図）を整備し、的確に建設工事の施工体制を把握すること。

3 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に要する資材は、極力県内産資材を使用すること。また、県内で生産されていない資材を使用する場合には、極力県内取扱業者から購入した資材を使用すること。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、極力県内業者との契約に努めること。

4 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

6 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7 ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
- (2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を提示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

工事の施工に際し、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対して断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報すると共に捜査上必要な協力を行うこと。
また、監督員とも連絡を密にとり、工程等に被害が生じた場合は協議を行うこと。

12 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) この工事の受注者が、近接する区域において工期が重複または継続する工事も受注している場合は、諸経費を調整したもので変更契約する。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
- (6) 施工図等の印紙税の取扱いについては、工事着手前に施工図等の受領に関して発注者と請負者との間で「覚書」を締結し、発注者は請負者から提出された施工図等を受領する際には承認印を押さず、施工図等を受け取った旨の受領印を押印して請負者に返却するものとする。
- (7) ほ装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りではない。

現場説明書		特記事項 1
工 程	<p>①（他工事等との調整） _____ については、 _____ と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>②（部分完成、着工保留） _____ については、 _____ まで _____（すること、しないこと）。</p> <p>③（施工時間） _____ の施工時間は、 _____ : _____ ~ _____ : _____ とする。</p> <p>④（施工時期選択制度） この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は _____ 年 _____ 月 _____ 日までとし、実工事期間は _____ 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。</p>	
用地 関係	<p>①（用地、物件等未処理） 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。</p>	
支 障 物 件	<p>①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、 _____（未調査・調査済み）である。</p> <p>②（支障物件） _____ の施工に当って、 _____ が支障と _____ なっているが、 _____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、 _____ に置くこと。</p>	
公 害 対 策		
安 全 対 策	<p>①（交通安全施設等） _____ 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 なお、交通整理員として延べ _____ 名を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p>	
工 事 用 道 路		
仮 設 備		
排 水 ・ 濁 水 処 理	<p>①（濁水処理） _____ 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。</p>	

現場説明書		特記事項2
建設 副 産 物	<p>① (他工事等流用) 建設残土は_____市・町・村_____地内の_____工事現場に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。</p> <p>② (資源利用センター) 建設残土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。なお、処理費として1 m²当り1,800円をセンターに支払うこと。</p> <p>③ (自由処分) 残土は自由処分とし、片道運搬距離_____kmを見込んでいます。</p>	
	<p>④ (再資源化施設へ搬出) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等、再生資源として利用可能なものは、下記の再資源化施設に搬出するものとし、書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 下記の再資源化施設以外へ搬出する場合は、協議すること。</p> <p>(受入れ場所) [Co 破片・As 破片・発生木材・_____] は、_____市・町・村_____地内の再資源化施設を(運搬距離_____km)を見込んでいます。</p> <p>(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)</p> <p>(受入れ費用) 1 (t・m²) 当り_____円を再資源化施設管理者に支払うこと。</p> <p>(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 木くずに関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。</p>	
	<p>⑤ (他工事等流用) [Co 破片・_____] は、_____市・町・村_____地内_____工事現場に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。</p>	
	<p>⑥ (産業廃棄物処理場処理) [Co 破片・As 破片・建設発生木材・_____] は、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。また、処理費として1 (t・m²) 当り_____円を処理場管理者に支払うものとし、書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、上記により難しい場合には、別途協議すること。</p>	
	<p>① (その他)</p>	
	<p>① (その他)</p>	

明示する項目を_____部分に記入または追記し、不要部分は削除して使用すること。